

## 上海市における中国外国人永久居留身分証取得について

中国での滞在が様々な事情により長引くことで、中国版グリーンカードと言われる「中国外国人永久居留身分証」(以下、永住権)の取得を考えられている話を聞くことができます。今回は上海市における永住権の取得条件について紹介したいと思います。

現在、上海市では外国籍者で以下の各取得申請にて、永住権の取得申請ができるとされています。

1. 自由貿易区臨港新片区就業人員による取得申請(中国語: 自贸区臨港新片区就業人員申請永久居留)
2. 科学研究チーム推薦人員による取得申請(中国語: 科研團隊推薦人員申請永久居留)
3. 特殊人員による取得申請(中国語: 特殊人員申請永久居留)
4. 夫婦関係による取得申請(中国語: 夫妻團聚人員申請永久居留)
5. 就労人員による取得申請(中国語: 任職人員申請永久居留)
6. 投資人員による取得申請(中国語: 投資人員申請永久居留)
7. 親子関係による取得申請(中国語: 親子團聚人員申請永久居留)
8. 親族関係による取得申請(中国語: 親屬投靠人員申請永久居留)
9. 就業人員による取得申請(中国語: 就業人員申請永久居留證)
10. 外国籍華人による取得申請(中国語: 外籍華人博士申請永久居留證)
11. 国家重点發展区域及び双創区にて就労する外国籍華人による取得申請  
(中国語: 在國家重點發展區域和“雙創”區工作的外籍華人申請永久居留)
12. 人材類居留許可を持つ人員による取得申請(中国語: 持加住人才類居留許可人員申請永久居留)
13. 外国籍優秀卒業生による取得申請(中国語: 外籍優秀畢業生申請永久居留)

上記取得申請の中で、比較的申請しやすいと思われる項目は5.就労人員による取得申請と4.中国籍配偶者との結婚による取得申請になります。まず、5の場合、以下条件を満たす必要があります。

- ① 上海市で4年以上就労していること
- ② 4年間、年収が60万元(税込み)以上あること
- ③ 毎年12万元以上の個人所得税を納税していること
- ④ 4年間、毎年6カ月以上、中国に滞在していること

上記の通り、収入と個人所得税納税額によって判断されますが、所属会社や職位、職業は問われず、条件を満たしているかどうかで判断されます。また、5によって取得した場合、申請者の配偶者及び子どもも中国外国人永久居留身分証を取得できます。

なお、4.中国籍配偶者との結婚による取得の場合は、

- ① 中国籍配偶者と結婚し、5年以上経過していること
- ② 中国連続居留期間が5年以上であり、且つ過去5年間の中国滞在期間が毎年9カ月以上であること
- ③ 安定した住所と生活保障があること

上記条件を満たしていれば申請はできるのですが、上海戸籍配偶者との結婚の場合、実際申請する際に生活保障のための証明資料を準備して、180日以上保持できる20万元以上の貯蓄証明を求められるため、常日頃貯蓄をしておく要求があり、申請前に上海市出入国管理局に確認されることをお勧めします。その他、詳細情報については、上海公安出入国管理局微信アカウント「上海公安出入境管理」→「政務公開」→「外籍人士」→「外国人永久居留身分証」をご参考ください。

～お問い合わせはマイツグループまで～